

熊本県歯科医師国保組合

# 国保だより

Vol.

1

平成22年5月31日発行

国保だよりは、熊本県歯科医師会のホームページ左横「国保組合からのお知らせ」からダウンロードできます。  
<http://www.kuma8020.com/kokuho/>

平成22年4月より

## ■ 介護保険料が変わりました！

第2号被保険者  
(40歳以上65歳未満)

**2,700円**

新



2,500円

旧

## ■ 保険料についてのご注意！

※**後期高齢者支援金分は、0歳から74歳までの全ての被保険者**に、介護分保険料は、40歳以上65歳未満の全ての被保険者に負担いただく保険料です。

## 傷病手当金の申請について

当組合では組合員の方が病気やけがなどで入院された場合、1日につき2,000円の手当金を支給しています。詳しくは次のとおりです。

◇対象となる方は： 加入から185日を経過した甲種組合員(先生)及び乙種組合員(従業員)本人

◇給付の限度日数： 年度90日まで

◇申請の手続きは： ご本人からのお申し出により申請用紙をお送りします。

その申請書を提出していただいた後、医療機関からのレセプトと照合し給付を決定します。

※甲種組合員(先生)には、こちらから申請用紙をお送りしますので、お申出は必要ございません。

健康保険適用除外に該当する事業所は忘れずに手続きを！

## 健康保険適用除外とは？

法人組織(1人医療法人を含む)の事業所、および強制適用事業所(常時5人以上の従業員を抱えている診療所)は社会保険(健康保険並びに厚生年金)の強制加入となっていますが、健康保険法第13条の2の第6項の規定に基づく適用除外の申請をされますと、従来どおり歯科医師国保組合の被保険者として継続できる制度です。

なお、厚生年金は適用除外の条項がないので、加入の義務があり、加入の手続きが遅れた場合、2年まで遡及される場合があります。当組合に於いても、会計検査院の検査が入り、適用除外事業所について指摘がっております。該当される事業所は必ず手続きをされますようお願いいたします。

### ★ 適用除外は随時必要です！

すでに適用除外をしている事業所で、新たに従業員さんを雇い入れる場合、その従業員さんについては随時適用除外の申請が必要となります。

### ★ パートさんの取り扱いについて

従業員の人数としてカウントするときパート、アルバイトさんについては人数に含める必要はありません。しかし重要なのは常勤とパート・アルバイトの区別です。この両者について賃金による区別はありませんが、労働時間について常勤の4分の3以上をこえるときはパート・アルバイトであっても常勤と同じ扱いを受けます。当組合に加入のパートさん、アルバイトさんについては各事業所において就業時間の管理に充分ご注意ください。

### ★ パート証明について

法人及び強制適用事業所においては、パート証明を提出していただくことしております。様式は組合にございますのでご連絡下さい。



パート → 正規雇用、正規雇用 → パート となった場合もご連絡ください。

### ★ 適用除外事業所の資格喪失をされた事業所へ

従業員数が4名以下になり、適用除外の資格喪失を年金事務所(旧社会保険事務所)に提出された事業主は必ず組合へご連絡下さい。

## ■ 適用除外申請の流れ

1. 適用除外を受けようとする方について、別紙の申請書に記入・捺印する。  
(正・副2枚とも)(印鑑は認めでも可)
2. 歯科医師国保組合へ送付する(正・副2枚とも)。当組合で承認した後、再び先生へ郵送します。
3. 承認された(当組合の印鑑のある)申請書をもって、管轄の年金事務所で手続き。厚生年金加入に関する事務手続きについては、年金事務所にお問い合わせください。  
<注>年金事務所では月に1回、新規加入者のための説明会が行われています。
4. 年金事務所の事務手続き終了後、年金事務所の承認印が押された適用除外の申請書(副)が先生の控えとして交付されますので、これを当組合までファックスもしくはコピーを郵送してください。



# こんな時どうなる？

当組合で  
よくあるご質問に  
お答えします。

**Q** 月の末日が喪失日の場合、保険料は発生しますか。

**A** この場合、当月分の保険料は発生しません。月の初日が喪失日の場合、前月分の保険料が発生します。

但し、保険料が発生しない場合でも、資格喪失のご連絡をいただく時期によっては、一旦保険料が引落とされることがあります。その場合は、翌月引落分で調整することになります。

(例)

喪失日	保険料発生の有無
5/31	5月分は発生しない
6/ 1	5月分が発生する

■ 喪失日の前月分までの保険料が発生します。

**Q** 歯科医師国保を抜けた場合、保険証を使用できるのはいつまでですか。

**A** 喪失日の前日まで使用することができます。喪失日以後に使用すると喪失後受診となり、医療機関等とトラブルにもなりますので、すみやかに保険証をご返却ください。



**加入・喪失のご連絡は14日以内に！**

喪失の場合は、喪失届けと一緒に必ず被保険者証をご返却ください。

## 編集後記

ゴールデンウィーク中、佐世保に出掛けました。  
遊覧船「パールクイーン」に乗り込み、九十九島遊覧へ。  
波はほとんどなく、すごく穏やかでした。4階デッキに上がると小さな島々が見渡せ、最高の眺めです。  
50分ほどで島々を一周でき、気軽に船旅を楽しめます。

(K. O)



熊本県歯科医師国民健康保険組合

〒860-0863

熊本市坪井2丁目4番15号

Tel 096-343-0419 Fax 096-343-0421

URL <http://www.kuma8020.com/kokuho/>